

改正

平成30年12月4日議会告示第2号

令和3年2月18日議会告示第7号

鎌倉市議会自由討議実施要綱を次のように定める。

鎌倉市議会自由討議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市議会基本条例（平成26年12月条例第25号）第9条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の実施手順等)

第2条 自由討議は、委員会において、市長等及びその補助職員（以下「理事者」という。）への質疑が終結した後、委員長又は委員の発議により開始することができる。

2 自由討議において、委員長又は委員は、議案等の理解を深めるため、他の委員の理事者への質疑及びそれに対する答弁を踏まえ、当該委員に対して、その趣旨を確認し、又は、見解を聞くことができる。

3 委員長は、各委員が述べた論点を明確にするよう、討議の整理に努めるものとする。

4 委員は、自由討議の後に行う意見開陳において、自らの立場を明らかにした上で意見を述べるよう努めるものとする。

5 委員長は、自由討議が終結したと認めるときは、委員からの意見開陳の後、議案等の採決を行う。

(発言者等)

第3条 発言者は、委員長が指名する。

2 自由討議において、委員長が必要と認めるとき、又は委員から申出があるときは、理事者に発言を求めることができる。

3 自由討議の間、理事者の退席は行わないものとする。

(討議時間)

第4条 自由討議の討議時間は、おおむね30分以内とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第5条 自由討議については、鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）第19条の規定の適用を受けるものとする。

(この要綱に定めのない事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、自由討議の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

付 則

この要綱は、平成27年2月定例会の招集の日から施行する。

付 則（平成30年12月4日議会告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和3年2月18日議会告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行する。